

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 1

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

稚内市消費者被害防止連絡会設立！

平成 20 年 5 月 1 日、稚内市における消費者被害の防止を図るため、「稚内市消費者被害防止連絡会」を設立いたしました。構成団体は、社会福祉法人稚内市社会福祉協議会、社団法人稚内市シルバー人材センター、稚内消費者協会、稚内市町内会連絡協議会、宗谷支庁、稚内警察署、稚内市の 7 団体ですが、今後趣旨に賛同する団体にも参加をお願いしていこうと考えております。

5 月 22 日に開催された第 1 回定例会議では、設立趣旨、要綱、活動等を確認し、稚内警察署生活安全課長・江尻剛氏より消費者被害等の講話をお話いただきました。なお、会長は高瀬稚内市市民生活課長が選出されました。

連絡会は、消費者被害の防止をめざすため、消費生活に関する情報の収集・提供及び消費者教育・啓発活動を推進することを目的にしており、稚内市生活福祉部市民生活課及び消費者センターが中心となって、各団体と連絡調整を図りながら活動を展開します。

連絡会の活動は、稚内市消費者被害防止連絡会ニュースの定期的発行と緊急情報の発行や、被害防止のため啓発講座の充実と相談窓口の周知について、各構成団体と連携を図りながら進めます。

- 一 簡単に戸を開けない
 - 二 うまさすぎる話にはいつも落とし穴
 - 三 無料、格安、体験、点検には、注意を
 - 四 見るだけでは帰してくれないよ
 - 五 必要ない、ノーと言ったのがあなたの勇気が
 - 六 支払は何かなるは甘すぎる
 - 七 契約は、一人で決めずまわりに相談を
- 悪質業者に
だまされないために！

「しまった」「困った」と思ったら、

すぐに、稚内市消費者センター・23 - 4133へ相談を

相談事例(稚内市消費者センター)

「未成年の子供が携帯電話でアダルトサイトをクリックしたら、そのサイトより5万円の請求があった。」「インターネットのアダルトサイトでクリックしただけで、会員登録になり、9万円の請求を受けた。」との相談について、確認画面がない場合、クリックしただけで登録したことにはならないし、契約は成立しておらず、不当な請求なので連絡せずに無視することをアドバイスした。



イラストレーション / みつき

「70代の高齢者が、電話勧誘で約20万円の健康食品を購入し、飲んでしまったが、高齢でクレジットが組めないことや認知症状もあり、契約をやめて支払った代金を返してもらえないか。」という相談について、書面不交付のためクーリング・オフ期間は始まっていないことと、健康食品(消耗品)の使用についての告知がないため、消費しても支払い義務がないことから、返金させることができた。

・ ・ 暮らしの豆知識 ・ ・

クーリング・オフ制度とは、冷静になって考え直して契約を止めたいと思ったとき、一定期間内であれば、理由を問わず契約を解除できる制度です。

クーリング・オフができる取引は、訪問販売のように不意打ち的に勧誘される場合など、法律に定めのあるもののほか、業界の自主規制で設けられているものもあります。

クーリング・オフ期間は、訪問販売の場合は書面を受け取ってから8日間となっており、販売方法により異なります。いずれも期間内に解約することを記載したハガキを配達記録郵便などで送付することで解約できます。

クーリング・オフ期間が過ぎていても、事業者が虚偽の説明をしたり、価格や支払い条件の説明をしなかったり、契約内容を記載した書面が交付されていない場合は、解約できる場合があります。